

経済社会構造の変化の把握について ～ 世帯構造の変化～

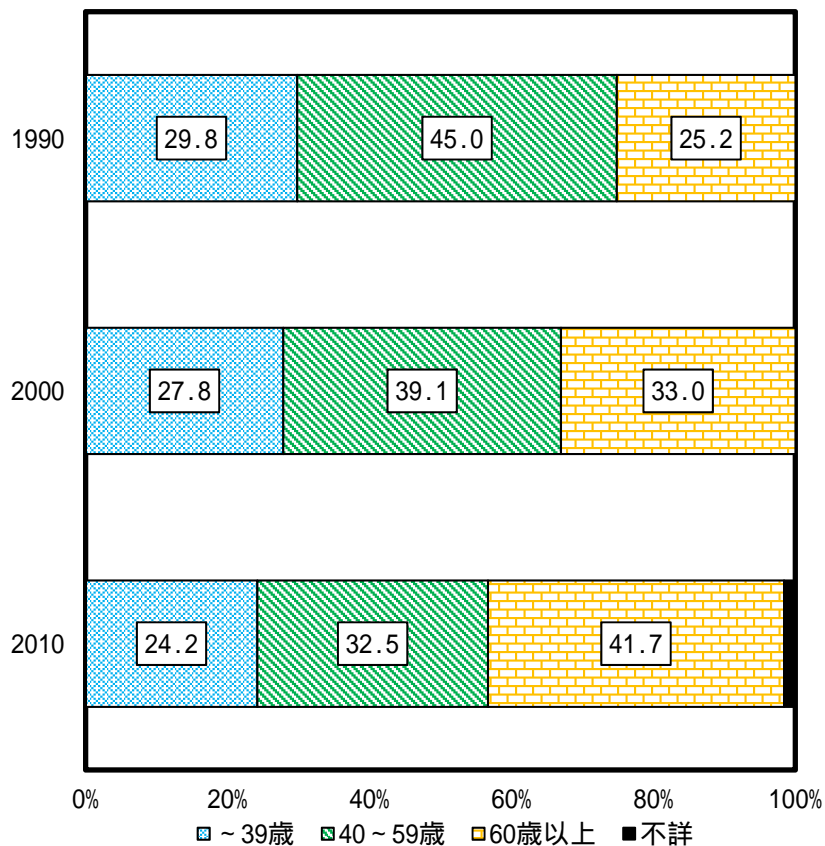
平成28年10月6日
内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

問題意識（各種統計間における世帯構造別の構成比について（高齢者世帯の動向））

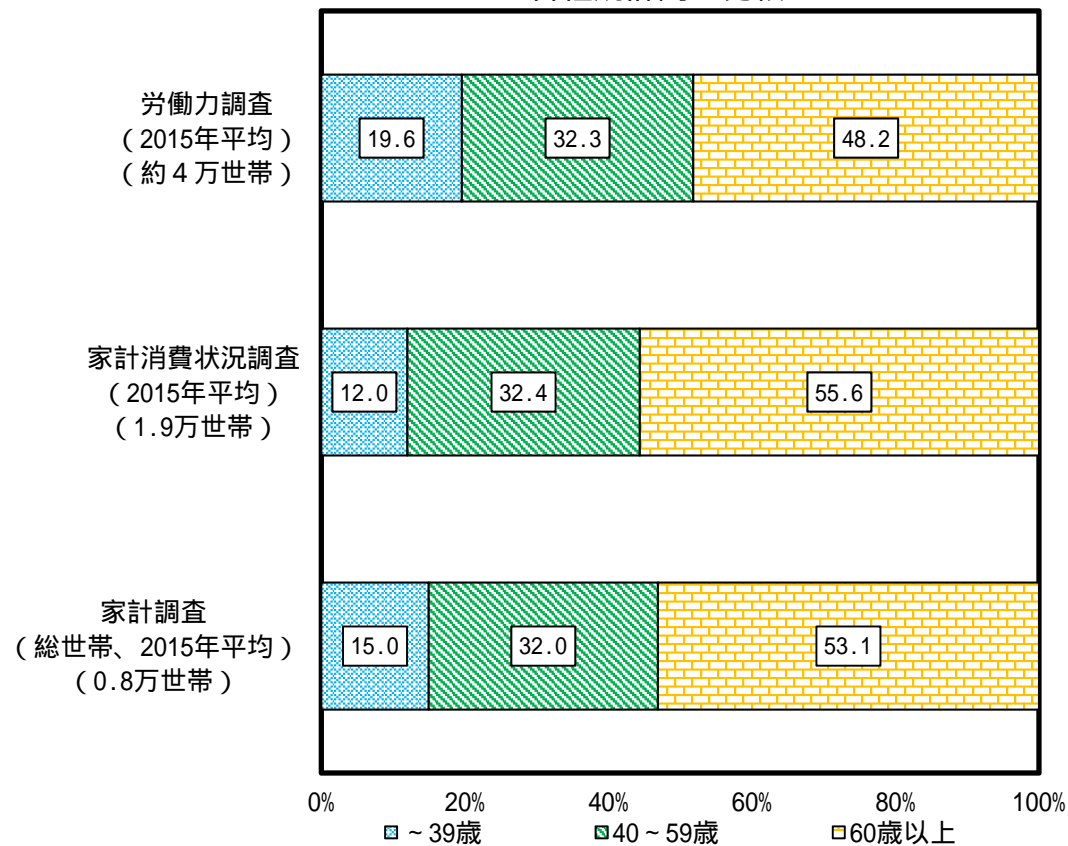
我が国の世帯主の年齢階級別の世帯構成比を国勢調査で見ると、高齢化が進行しており、2010（平成22）年には世帯主が60歳以上の世帯のシェアは4割強となっている。2015（平成27）年のデータは未公表（本年10月に公表予定）であるが、世帯主の高齢化はその後も進行しているとみられる。

総務省資料によれば、家計調査における世帯主の年齢階級別の世帯構成比（二人以上の世帯）は、2010年ではおおむね国勢調査に近いものとなっている（60歳以上で1.0%ポイント高い）。一方、2015年については今後公表される国勢調査の結果と比較検討することが必要。

年齢構成の変化（国勢調査）

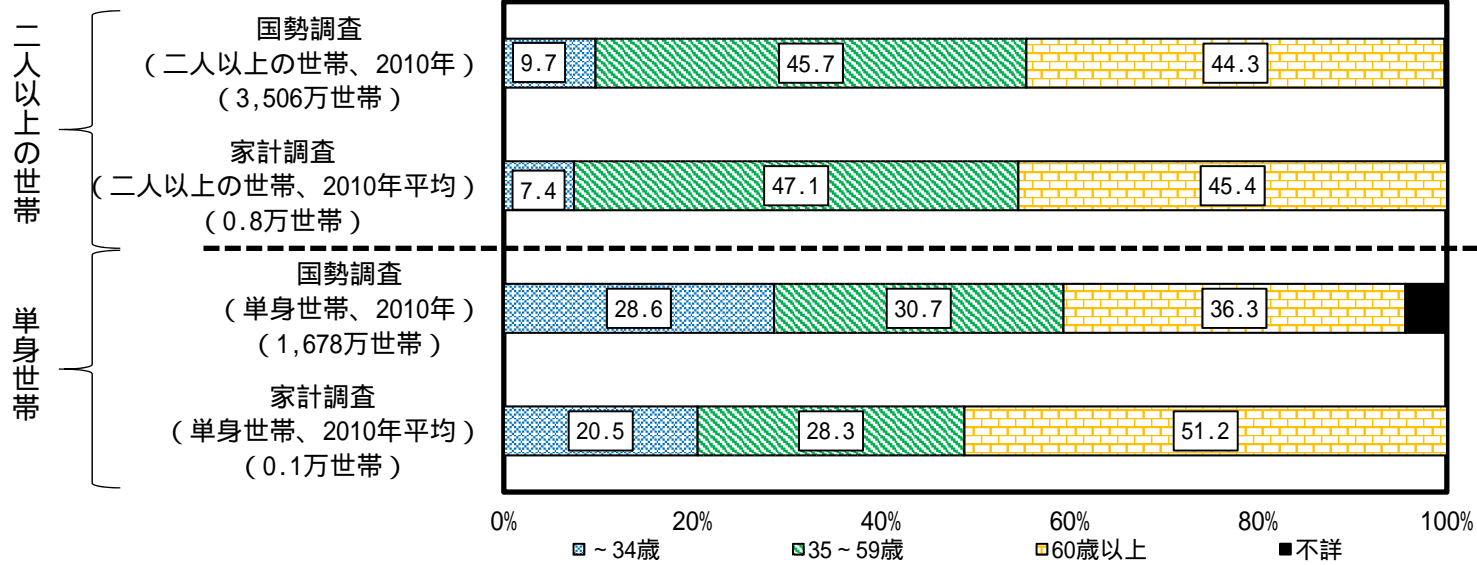


各種統計間の比較



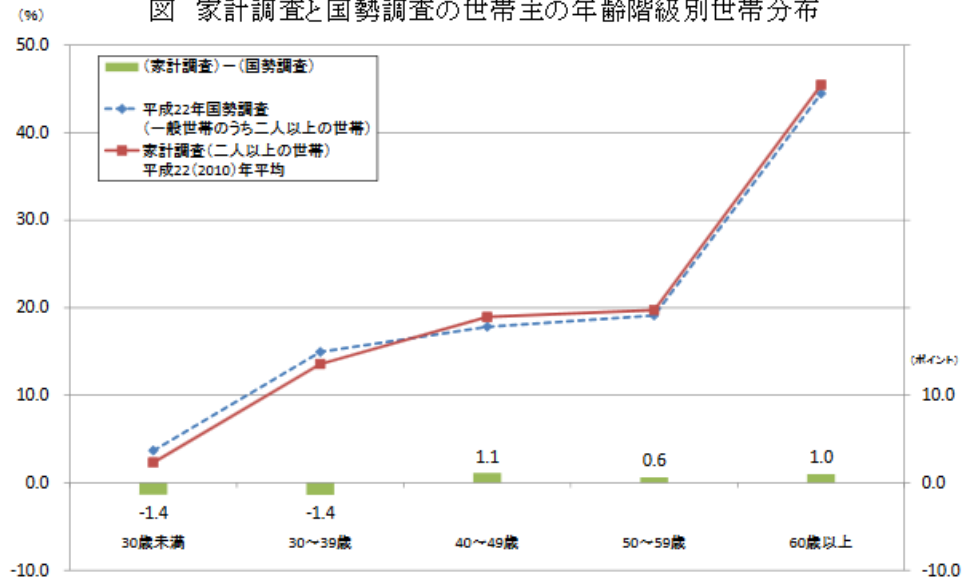
(備考) 1. 総務省「国勢調査」、「家計調査」、「労働力調査」により作成。右図の()は集計世帯数。
2. 統計調査により、対象とする世帯が異なるため、比較には留意が必要。

各種統計間の比較（単身世帯と二人以上の世帯）



第1回家計調査の改善に関するタスクフォース 資料1-2 (抜粋)

図 家計調査と国勢調査の世帯主の年齢階級別世帯分布



(備考) 1. 総務省「国勢調査」、「家計調査」により作成。上図の()は集計世帯数。

2. 統計調査により、対象とする世帯が異なるため、比較には留意が必要(例えば、国勢調査では単身世帯に学生を含んでおり、家計調査では単身世帯に学生を含んでいない。)

問題意識（各種統計間における世帯構造別の構成比について（共働き世帯等の動向））

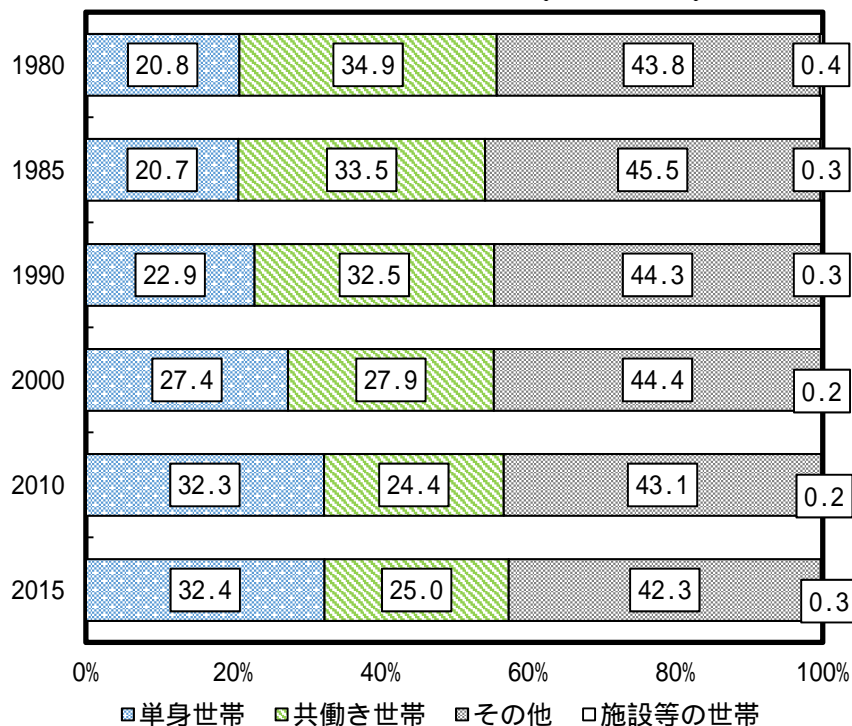
我が国の世帯構造別の構成比の推移を国勢調査で見ると、単身世帯が大きくシェアを拡大しており、2015（平成27）年には約1/3を占めている。また、共働き世帯は高齢化に伴う無職世帯の増加もありシェアが低下しているが、2015年ではなお全体の1/4を占めている。

家計調査（2015年平均）では、単身世帯、共働き世帯のシェアはそれぞれ31.6%、16.4%であり、単身世帯は国勢調査とほぼ同程度であるが、共働き世帯が国勢調査に比べ低くなっている。

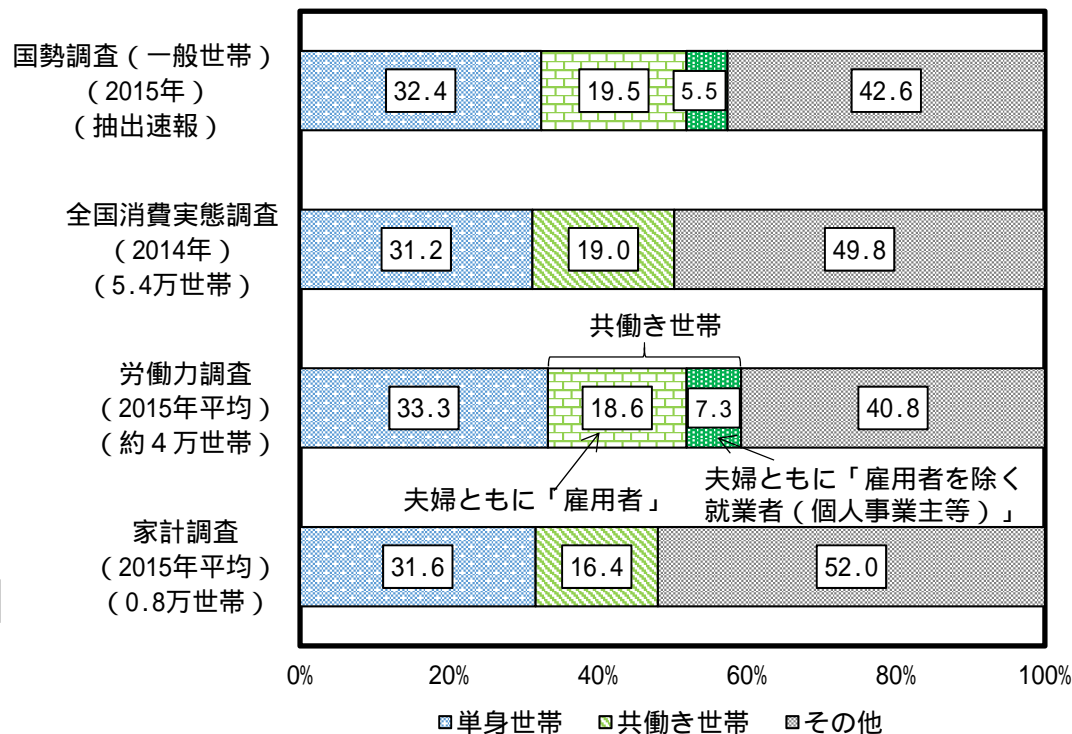
また、総務省資料によれば、勤労者世帯のみでみた場合、世帯における平均有業人員は、就業構造基本調査に比べ家計調査は0.1人少なくなっている。

なお、家計調査（2015年平均）の標本規模は、二人以上世帯で8,076、単身世帯で745となっており、集計においては、労働力調査の世帯分布の結果に基づく基準値と一致するような推計方法を採用しているが、構成比と比べ、単身世帯の標本規模が小さくなっている。

世帯構造の変化（国勢調査）



世帯構造別の構成比



（備考）1．総務省「国勢調査」、「全国消費実態調査」、「家計調査」、「労働力調査」により作成。右図の（ ）は集計世帯数。
 2．統計調査により、「単身世帯」等の定義が異なるため、比較に当たっては留意が必要（例えば、「全国消費実態調査」や「家計調査」では、「夫婦ともに『雇用者を除く就業者（個人事業主等）』」はその他に含まれている。）。本資料における定義は、14ページを参照。

(指摘) 共働き世帯の割合が過少になっているのではないか。

- 有業人員について、家計調査の平成24年平均結果を平成24年就業構造基本調査結果と比較すると、下表のとおり

表 家計調査と就業構造基本調査における勤労者世帯の平均有業人員 (単位：人)

	家計調査 (平成24年平均)	平成24年就業構造基本調査
有業人員 (総世帯のうち勤労者世帯) ※	1.5	1.6

※就業構造基本調査は雇用者世帯(「会社などの役員」を含む)全体における平均

家計調査の平均有業人員は、就業構造基本調査に比べ、0.1人少なくなっている

(参考) 平成24年就業構造基本調査の概要

- 目的：国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ること
- 調査の対象：全国約47万世帯の15歳以上の世帯員約100万人
- 調査の方法：調査員調査により実施。ただし、一部地域については、オンライン調査により実施

(注) 国勢調査をもとに有業人員を計算(有業人員(就業者数/世帯数)で計算している。)すると、「平成22年国勢調査」では1.15人。「平成27年国勢調査」では1.12人となっている。

なお、家計調査では、平成22年平均では1.11人、平成27年平均では1.09人となっている。

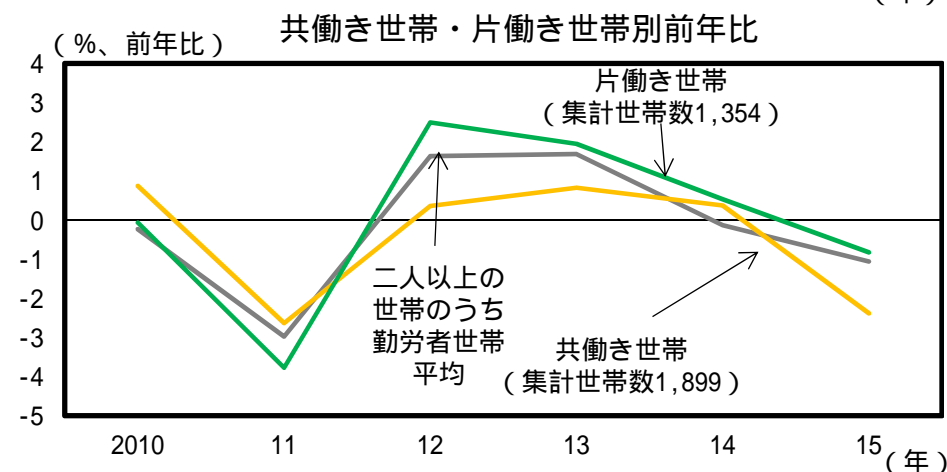
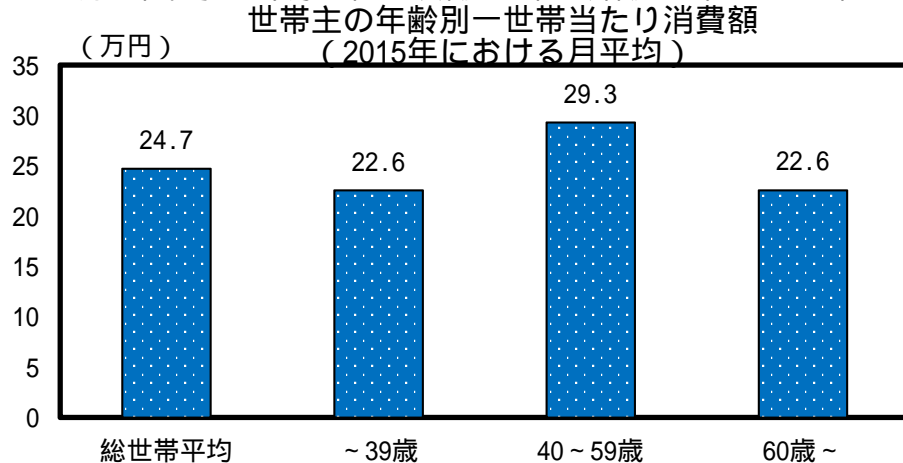
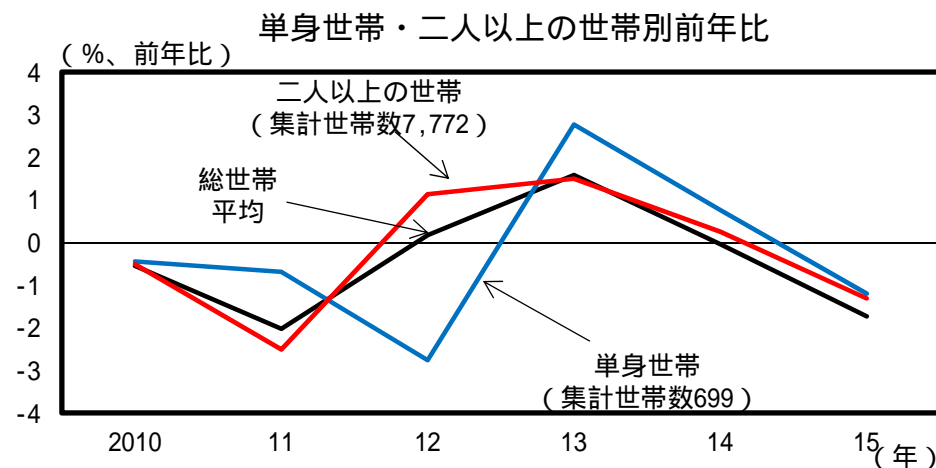
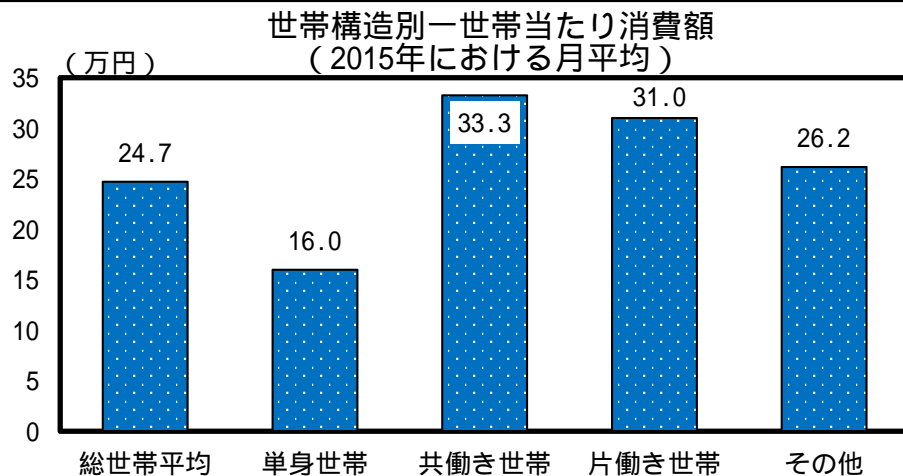
ただし、これは無職世帯も含んだ平均値であり、総務省資料で比較を行っている勤労者世帯の平均とは定義が異なることに留意が必要。

問題意識（構成比を調整したマクロの消費支出について）

世帯構造によって水準や伸び率など、消費動向は大きく異なっている。そのため、世帯の構成比が異なると、構成比をウェイトとした加重平均である総世帯平均の消費支出も大きく異なってくる可能性がある。

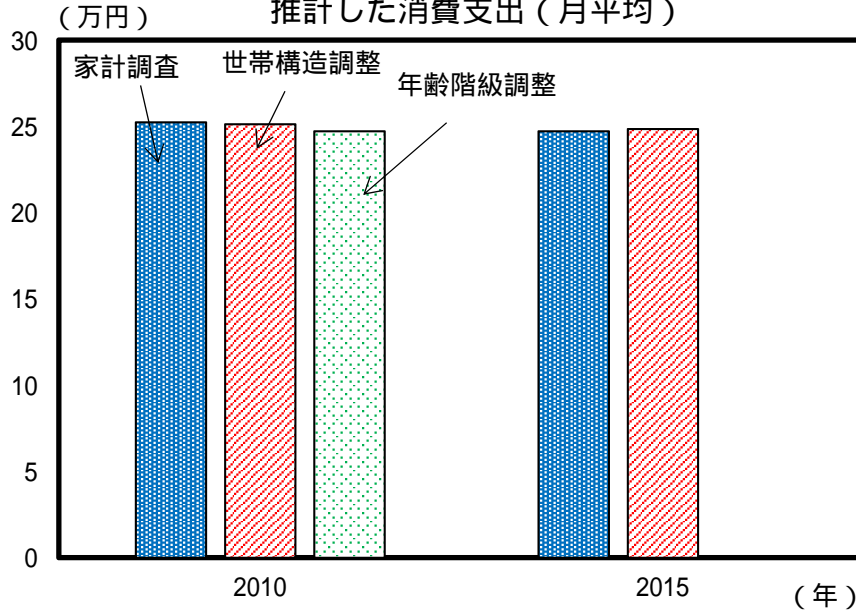
家計調査の世帯構造別の消費支出に、各統計で異なる世帯構成比を乗じて総世帯平均の消費支出を計算する。国勢調査の世帯構造別の構成比を用いると、2015年の消費支出は約1,000円（約0.5%）大きくなる。ただし、2010年の消費支出を比較すると、世帯構造別の構成比を用いたものは約1,000円（約0.4%）小さく、年齢階級別の構成比を用いたものは約5,000円（約2.1%）小さくなるなど、一概にどちらの方向に変化するわけではない。

統計調査により、「単身世帯」等の定義が異なることには留意が必要。本資料における定義は、14ページを参照。（再掲）



(備考) 総務省「家計調査」により作成。片働き世帯は、夫のみが有業の世帯。右図の集計世帯数は、2015年平均。

国勢調査の世帯構造別の構成比によって
推計した消費支出（月平均）



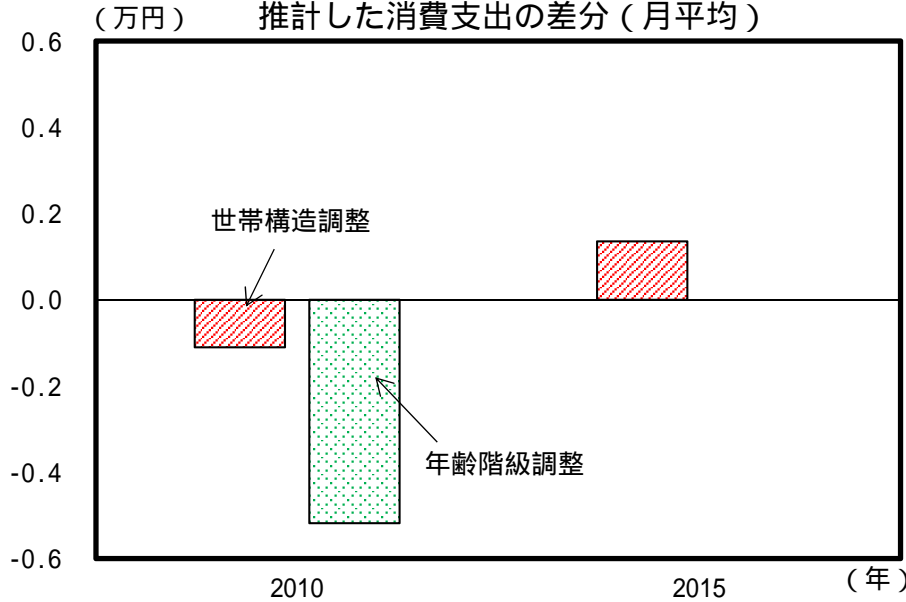
（注）

左上図は、世帯構造（以下クロス表の緑網掛け部）と年齢階級（以下クロス表の赤網掛け部）を調整したもの。

そのため、世帯構造を調整したものにも年齢構成を調整した場合の影響が混在しており（逆も同様）、左下図の差分については、明確に世帯構造・年齢階級を調整した影響だけを取り出しているわけではない点に留意が必要。

本来であれば、黄色網掛け部を用いて調整をすべきであるものの、該当するクロス表は公表されていない。

国勢調査の世帯構造別の構成比によって
推計した消費支出の差分（月平均）



クロス表のイメージ

世帯構造	合計	単身世帯	共働き世帯	片働き世帯	その他
年齢階級					
合計					
～39歳					
40～59歳					
60歳以上					

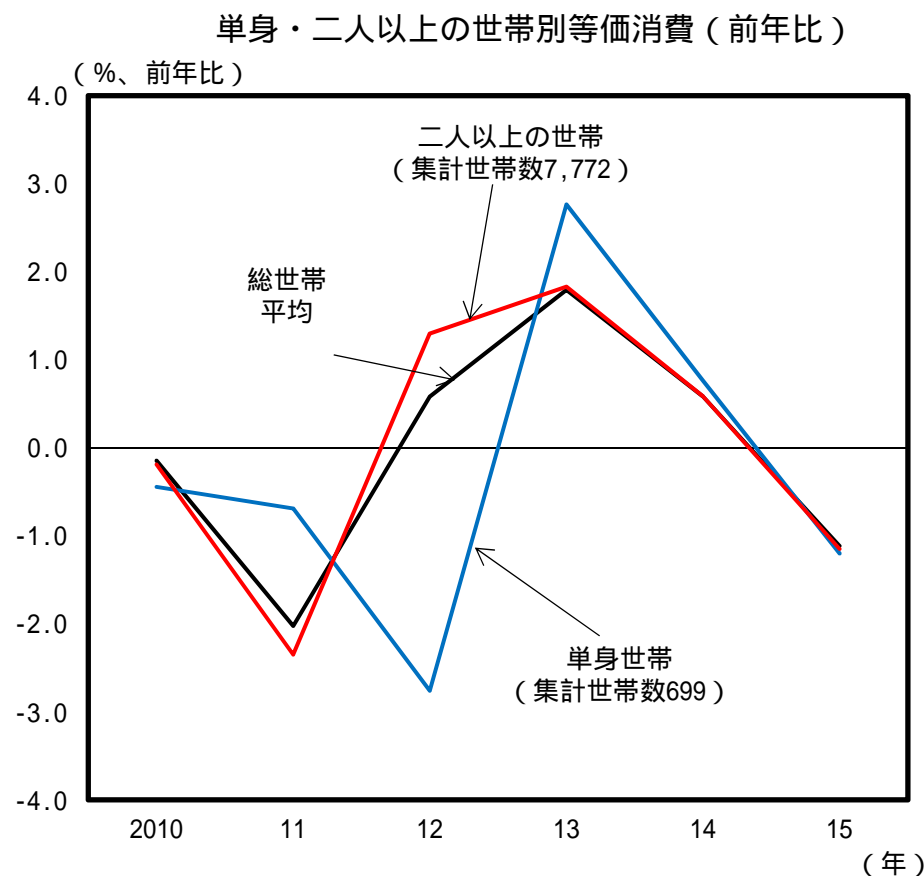
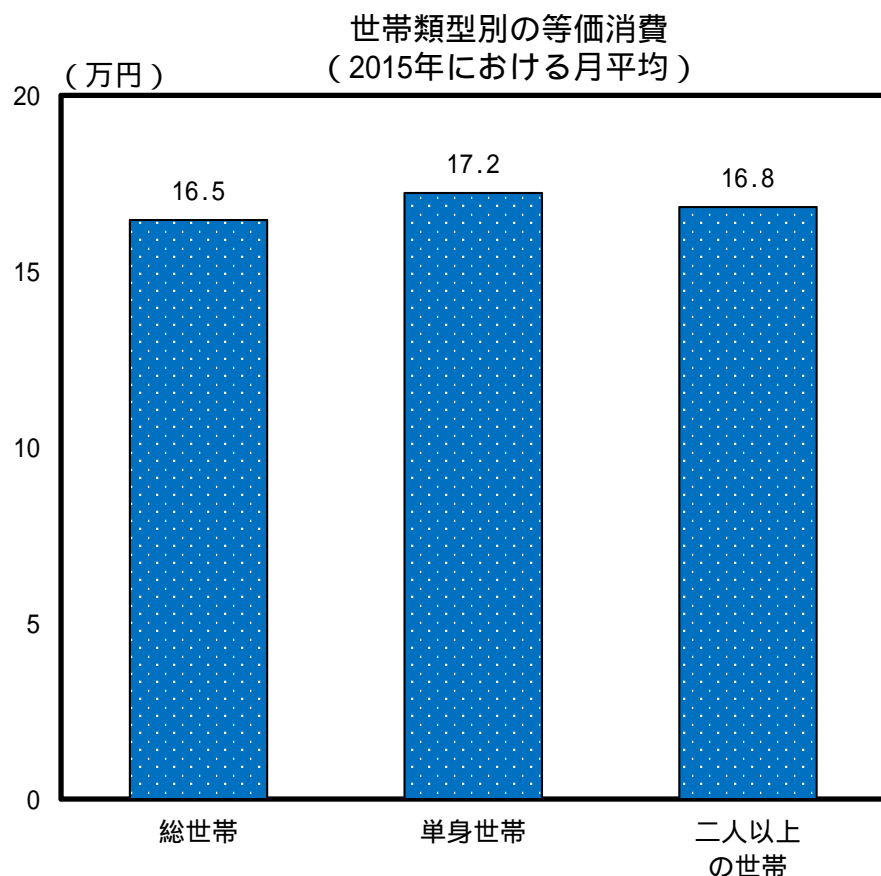
（備考）総務省「国勢調査」、「家計調査」により作成。年齢階級別の構成比を調整したものについては、2015年は国勢調査の統計表が公表されていないため、作成していない。なお、ここでは、単身世帯、共働き世帯及び片働き世帯の構成比を調整しているが、国勢調査の共働き世帯は夫婦ともに雇用者の構成比を、片働き世帯には夫が雇用者で妻が非就業者の世帯の比率を用いている。

世帯構造別の消費構造について（単身世帯と二人以上の世帯）

各世帯の一月当たりの平均消費額を世帯人数の平方根で割った等価消費（一人当たり消費額）をみると、単身世帯の消費額は二人以上の世帯を上回っている。

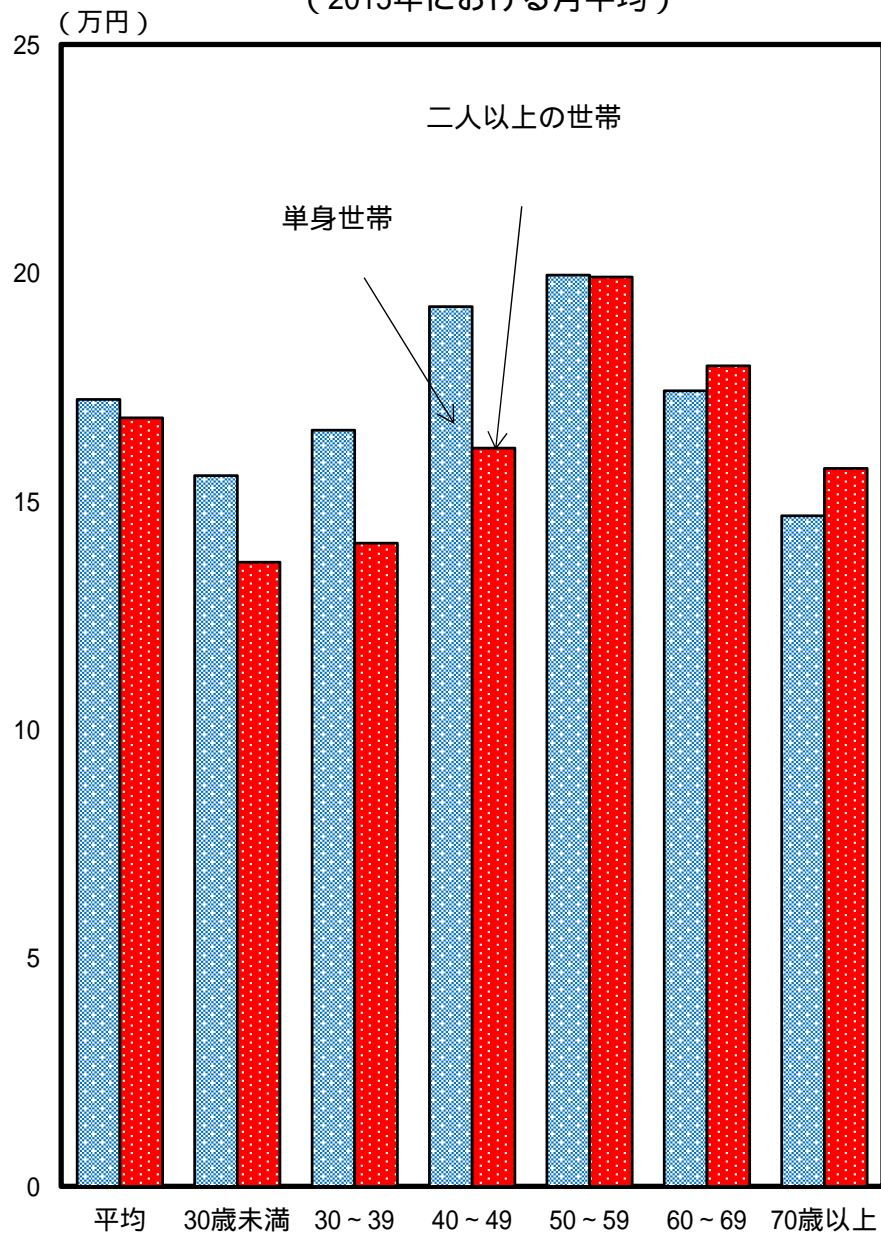
二人以上の世帯と単身世帯の別に世帯主の年齢階層別の等価消費をみると、年齢が40代までは単身世帯の方が消費額が大きく、60歳以降では反対に二人以上の世帯で消費額が大きくなる。

それぞれの支出の内訳を比較すると、いずれの年齢階層でも、単身世帯は「教養娯楽」や「食料」に多く支出をしていることに加え、「住居」が大きくなっている。これに対して二人以上の世帯では、「教育」などの子育て費用が単身世帯に比べて大きくなるという特徴がある。

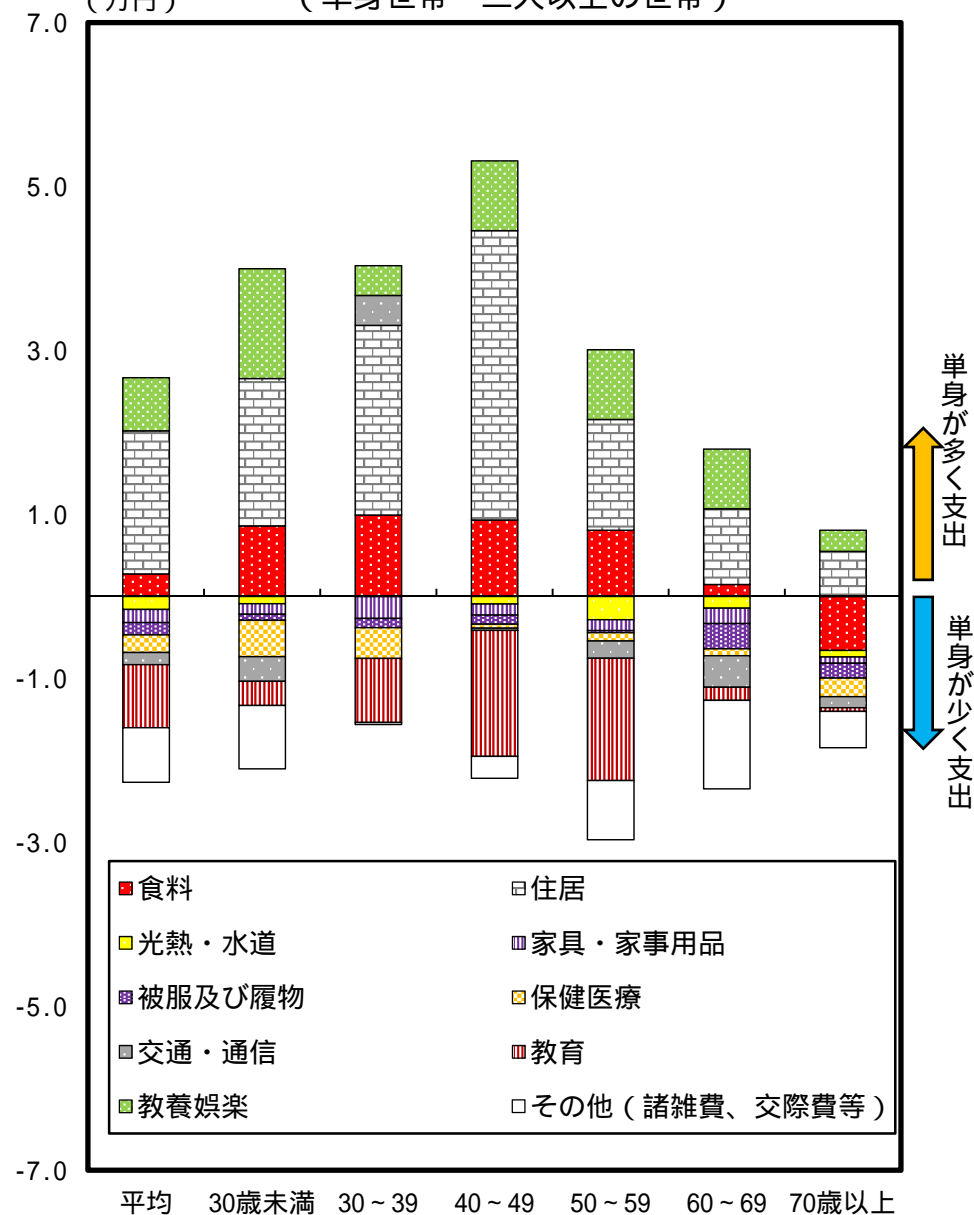


- (備考) 1. 総務省「平成26年全国消費実態調査」(左図)、「家計調査」(右図)により作成。
2. 右図の集計世帯数は、2015年平均。等価消費は、消費支出を世帯人員の平方根で除することにより作成。

年齢階層別の等価消費
(2015年における月平均)



同一年代における等価消費の差 (2015年における月平均)
(万円) (単身世帯 - 二人以上の世帯)



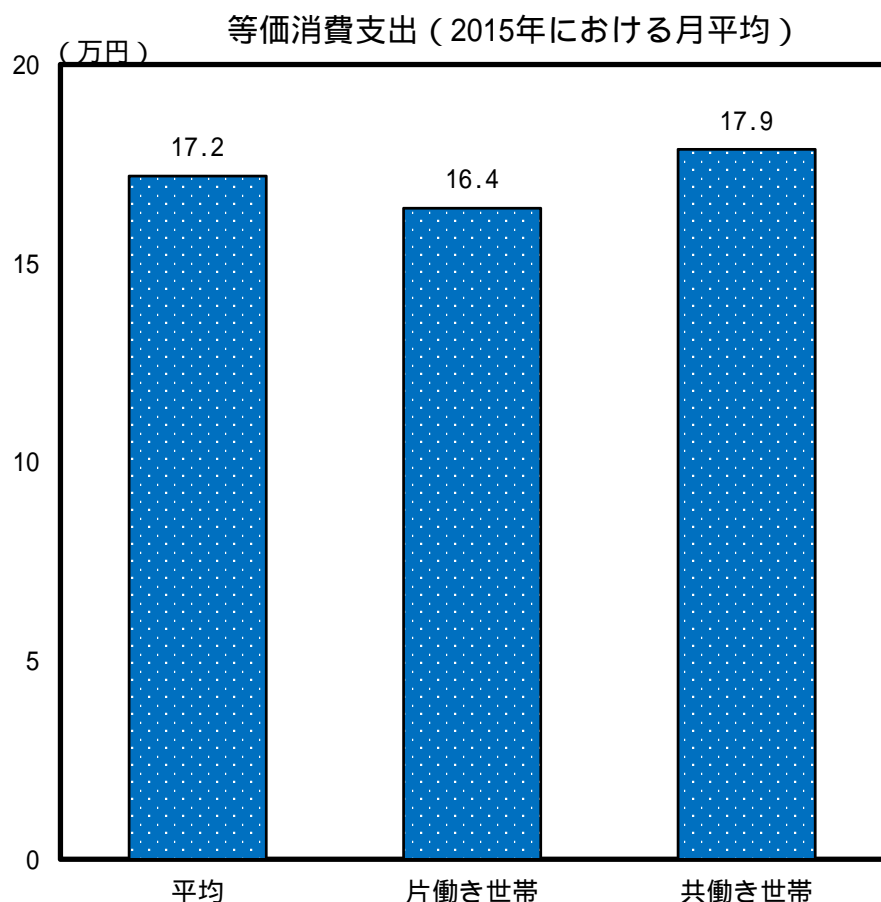
(備考) 総務省「平成26年全国消費実態調査」により作成。等価消費は、消費支出を世帯人員の平方根で除することにより作成。

世帯構造別の消費構造について（共働き世帯と片働き世帯）

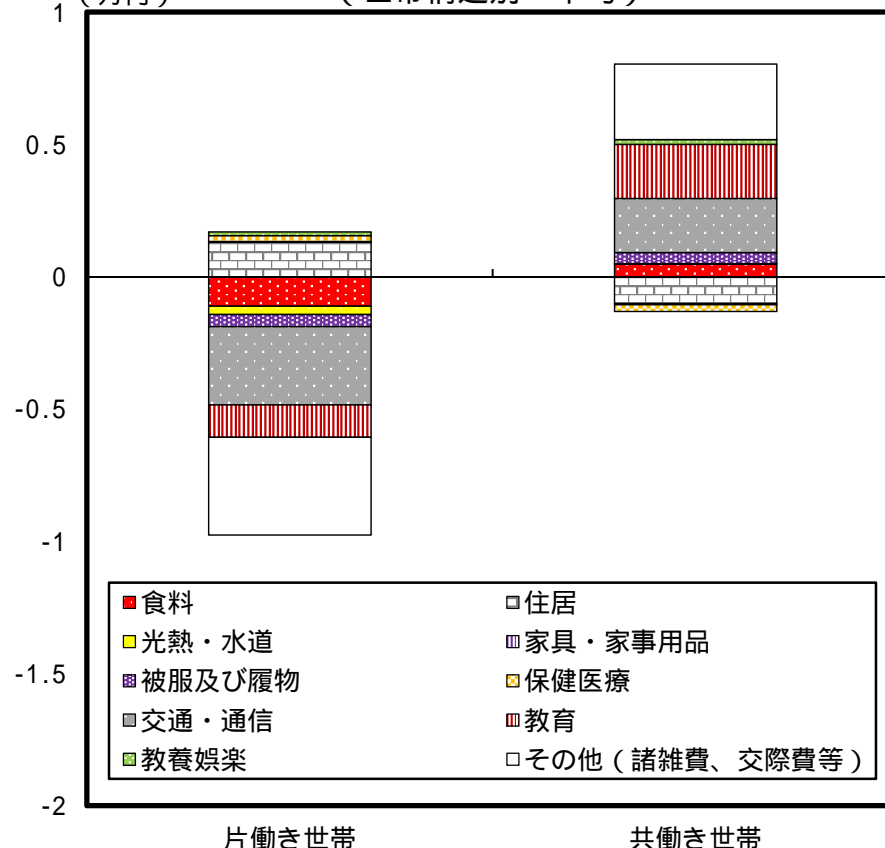
二人以上の世帯のうち勤労者世帯について、共働き世帯と片働き世帯の等価消費を比較すると、共働き世帯の等価消費は片働き世帯を上回っている。支出の内訳は、共働き世帯では「教育」や「交通・通信」が高い傾向がみられる。

時系列で比較すると、共働き世帯は片働き世帯に比べ、低い伸びとなっている。これは、片働き世帯で世帯主の平均年齢が伸びる中で、共働き世帯は大きく変化しておらず、同一の世帯構造においても構造変化がおきている可能性があるため、この解釈には留意が必要となる。

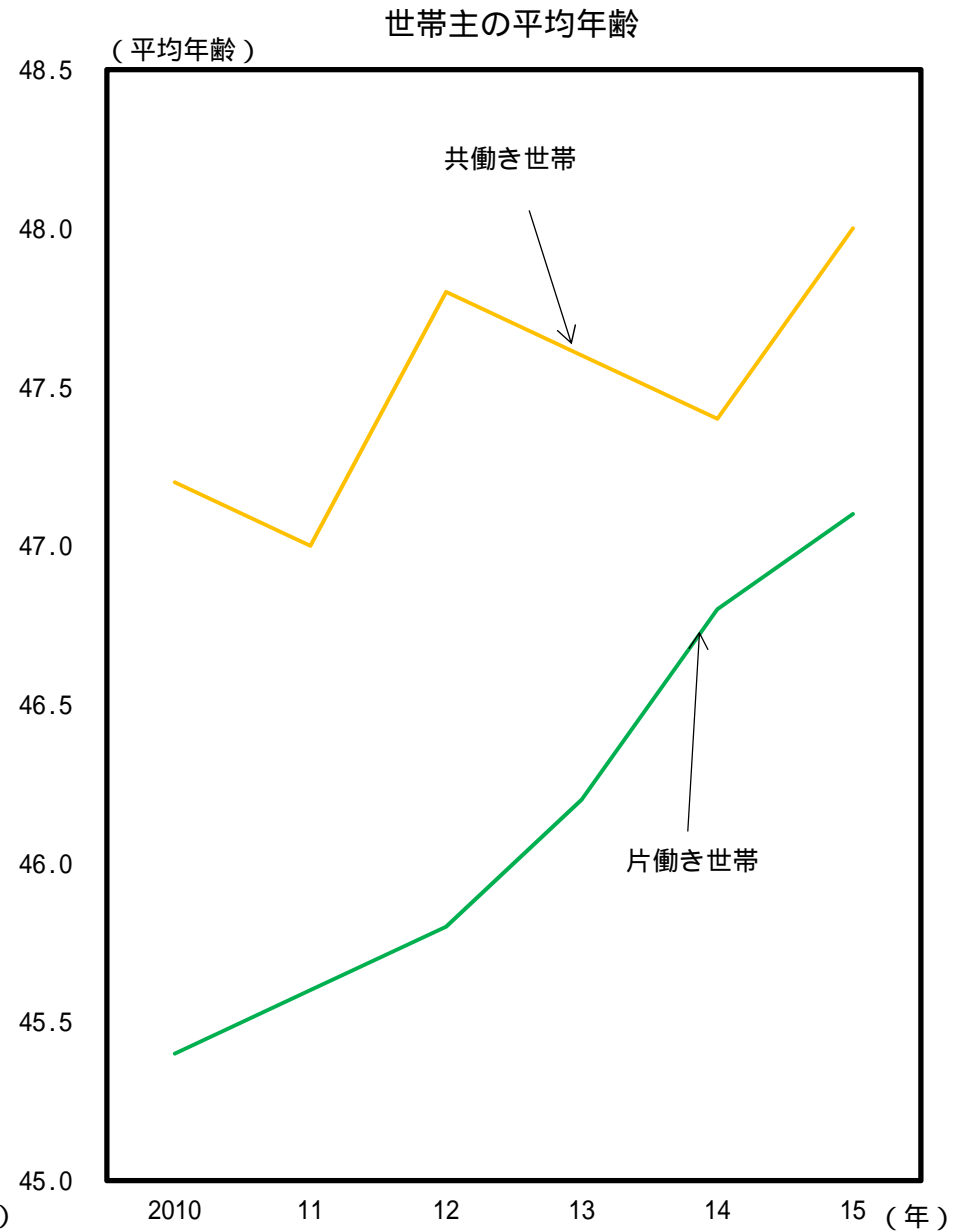
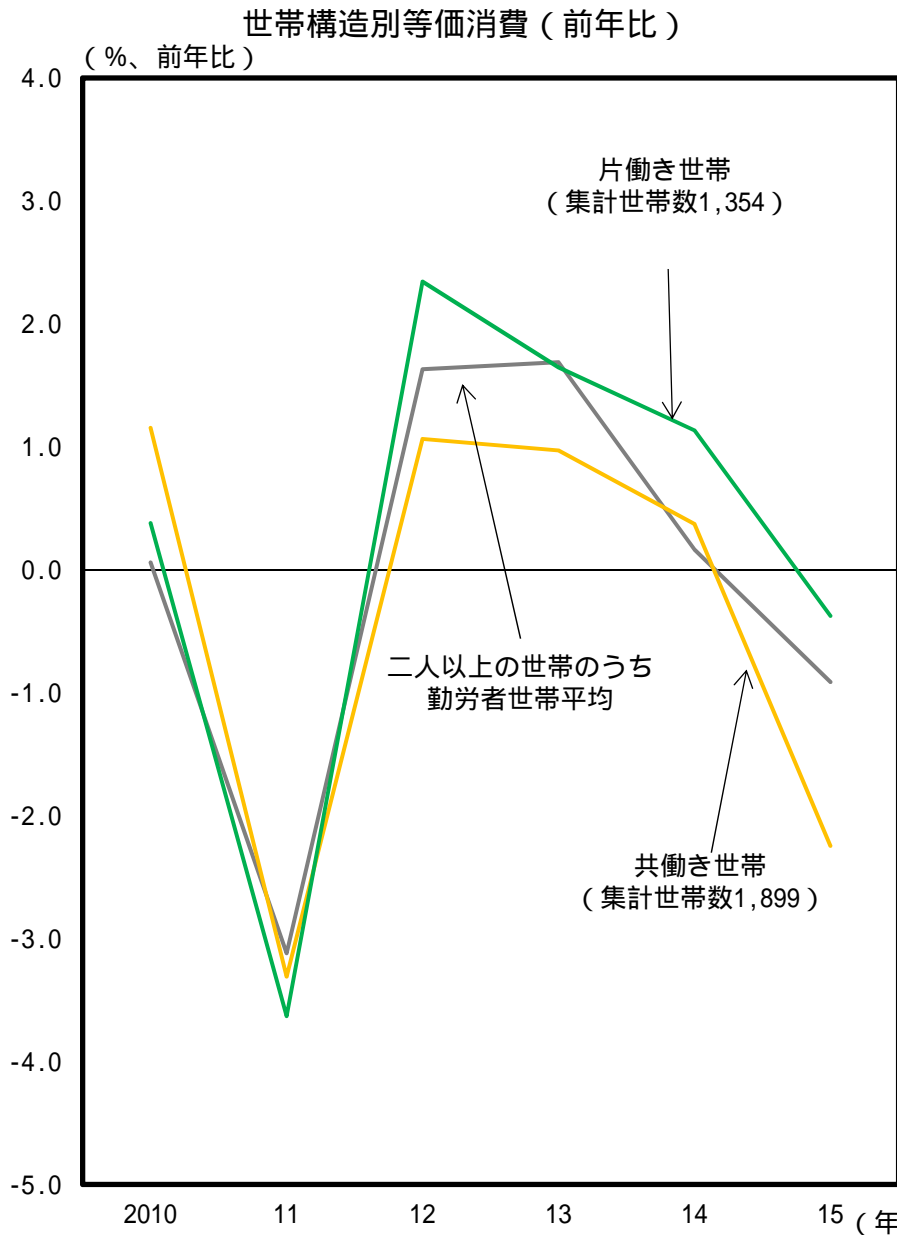
このように、世帯構造によって消費行動は大きく違うため、社会構造の変化の影響を適切に把握するためには、今後増加が見込まれる単身世帯や共働き世帯の消費構造を詳細に把握する必要がある。



世帯構造別一人当たり消費金額の差（2015年における月平均）
（万円）
（世帯構造別 - 平均）



（備考）総務省「平成26年全国消費実態調査」により作成。平均は、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の平均。片働き世帯は、夫のみ有業の世帯。等価消費は、消費支出を世帯人員の平方根で除することにより作成。



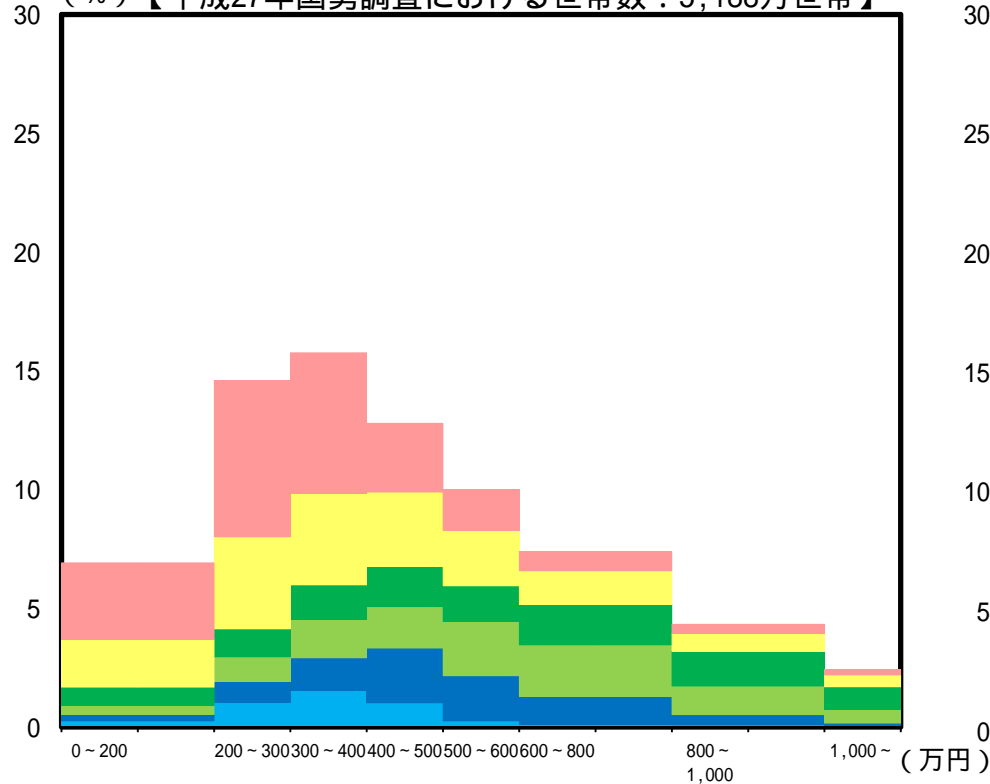
（備考）「家計調査」により作成。左図の集計世帯数は2015年平均。片働き世帯は、夫のみ有業の世帯。
 等価消費は、消費支出を世帯人員の平方根で除することにより作成。

【参考】世帯構造による年収分布の違いについて

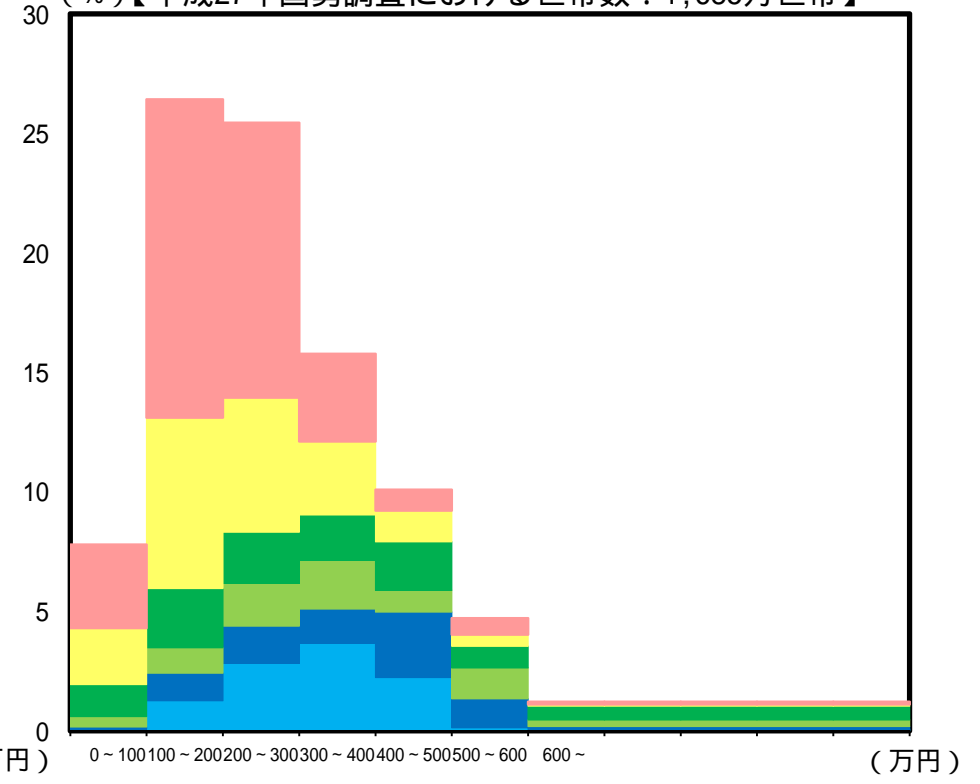
総世帯（二人以上の世帯・単身世帯含む）の年収分布をみると、300～400万円がピークとなっており、年収400万円以下では特に70歳以上の割合が多くなっている。

単身世帯のみの分布をみると、100～200万円の層が最も多くなっており、総世帯との分布の相違は大きい。世帯主が60歳未満の世帯では、総世帯よりも低い300～400万円をピークとしていることに加え、600万円以上の割合も低くなっている。また、60歳以上の世帯では単身世帯の分布は更に低所得層に偏っている。これは二人以上世帯では年金受給者の人数が多くなるため、高齢者の単身世帯の所得は二人以上の世帯よりも低くなる傾向があることを反映していると考えられる。

世帯年収・世帯主の年齢別世帯分布（総世帯）
（%）【平成27年国勢調査における世帯数：5,188万世帯】



世帯年収・年齢別世帯分布（単身世帯）
（%）【平成27年国勢調査における世帯数：1,685万世帯】



■ 30歳未満 ■ 30～39 ■ 40～49 ■ 50～59 ■ 60～69 ■ 70歳以上

■ 30歳未満 ■ 30～39 ■ 40～49 ■ 50～59 ■ 60～69 ■ 70歳以上

（備考）総務省「平成26年全国消費実態調査」により作成。分布の区分が100万円を超えるものについては、分布の広さに応じて100万区分と一致するよう除した数値を記載している。

今後の対応の方向性

- 経済社会構造の変化により、単身や共働き世帯など、世帯構造が多様化しており、これらの動向を適切に把握することが重要。世帯統計においては、単身や共働き世帯の動向を把握するための対応策として、
 - 年齢だけでなく世帯構造の構成比について検証すること
 - 単身や共働き世帯の回答率を向上させるため、報告者負担軽減を図ること
 - 他の調査や統計を用いた補正等を図ることを検討する。
- 総務省及び統計作成部局である各府省庁は、より正確かつ効率的な統計の作成に資するため、オンライン調査の推進など、調査の質の確保に努めるとともに、より適切な調査項目の設定なども図り、報告者の記入負担の軽減にも努める。

(参考) 構成員からの主な指摘事項 (第1回研究会)

➤ 世帯構造が多様化する中での消費動向の把握

- 世帯構造が多様化する中で、近年増加している単身世帯等の動向を把握することは重要。
- 回答率を上げるために「調査負担の軽減」を図るとしているが、調査事項を減らす形で負担を軽減しては意味がない。調査内容を充実させながら、調査を効率化することなどにより、回答者の負担を減らす試みを行うべき。
- 平成22年国勢調査に比べて高齢者世帯が多いなど、家計調査にバイアスがあるとの指摘がある。しかし、ここ数年で急速に高齢化が進んでいる影響を考慮すべきであり、一概に家計調査の回答世帯にバイアスがあるとはいえない点に留意すべき。

【参考】本資料における「単身世帯」、「共働き世帯」及び「無職世帯」の定義

	単身世帯	共働き世帯	無職世帯
家計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯人員が一人の世帯 ・学生は含まれない 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が勤労かつ配偶者が有業の世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が無職の世帯
国勢調査	<ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯のうち、世帯人員が一人の世帯（単独世帯） ・学生は含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいる一般世帯のうち夫・妻とも就業者の世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいる一般世帯のうち夫・妻とも非就業者の世帯
全国消費実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で一戸を構えて暮らしている人、借家などを借りて一人で暮らしている人、寮・寄宿舎などに住んでいる単身者 ・学生は含まれない 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が勤労者でその配偶者が有業者である世帯 ・ただし、農林漁業収入のある世帯は除いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・二人以上の世帯のうち世帯主が無職の世帯
労働力調査	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で一戸を構えて暮らしている者や、単身で間借りしている者、あるいは寮、寄宿舎、下宿屋などに居住する単身者一人一人。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夫が就業者かつ妻が就業者の世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・夫が完全失業者もしくは非労働力人口、かつ妻が完全失業者もしくは非労働力人口の世帯

（家計調査） 勤労 : 世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯
 有業 : 世帯員の中で勤めている人、自営業を営んでいる人及び家族従業者

（労働力調査）就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの。

雇用者：就業者のうち、会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員

従業者：調査週間に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事（以下「仕事」という。）を1時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。

休業者：仕事を持ちながら、調査週間に少しも仕事をしなかった者のうち、

1. 雇用者で、給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者。なお、職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も休業者に含む。

2. 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者。なお、家族従業者で調査週間に少しも仕事をしなかった者は、休業者とはしないで、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとした。